破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１７号
北海道伊達市末永町12番地152
債務者　和田　和美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
北海道帯広市西24条南３丁目31番地７　ウエスト243　Ｄ号室
債務者　西塚　聡美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
山形県鶴岡市宝田２丁目１番71－７号　５号棟
債務者　渡部　順市
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第５８号
山形県鶴岡市昭和町２番15号
債務者　小林　滝子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第８１号
福島県喜多方市字石田4043番地１　あむーるきたかたＢ205号室、前住所福島県喜多方市字西町2837番地
債務者　葛西　武花
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
福島県喜多方市字石田4043番地１　あむーるきたかたＢ205号室、前住所福島県喜多方市字西町2837番地
債務者　葛西　明美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
群馬県太田市岩瀬川町300番地１　岩瀬コーポ102号
債務者　川島絵里子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６６号
群馬県太田市成塚町150番地221
債務者　小島　勇人
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７５号
新潟県新発田市新栄町１丁目８番24号　クレセント・モールＦ棟101
債務者　中嶋　　律
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３５０号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ３－415
債務者　長屋久美子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1265番地サニーパレス白井川206号
債務者　田添　春香
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
岐阜市清本町９丁目38番地
債務者　菱田　宣幸
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３５４号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋２丁目63番地　（伏屋第一ビル　301号室）
債務者　伏屋　聡子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７７６号
愛知県北名古屋市鹿田合田233番地　レオパレスＳ・ＹＩ101（北側）
債務者　内藤　利一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市内の脇１丁目10番１号　市営内の脇住宅２－504、旧住所宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢11番地２　赤岩杉ノ沢住宅３－２
債務者　金野　正男
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第３３４号
茨城県水戸市中丸町483番地の２　プリムローズ中丸寮102号
債務者　久保田美春
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所